

2025年10月1日
団体年金事業部

国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について

年金通信2025—57第18号でご案内いたしました「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」につきまして、改正後の省令が9月30日に公布され、10月1日に施行となります。

○官報の掲載ページ

<https://www.kanpo.go.jp/20250930/20250930g00218/20250930g002180314f.html>

改正の概要は以下の通りであり、企業年金関連の内容として主に各種手続について書面だけでなくオンラインでも対応できるように改正されました。省令の改正趣旨やDBにおける影響については、改めてご案内いたします。

<主な改正内容>

- ・ 国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、書面の交付だけではなくオンラインでも対応可能となるよう改正を行う。
- ・ 公示送達について、現行は掲示板への掲示による方法のみとされているところ、これに加えてホームページへの掲載による掲示をすることとする。なお、この場合において不特定多数の者による閲覧が可能となることを踏まえ、掲示の対象となる事項についても併せて整理することとする。
- ・ DB制度等における手続について、現在書面の交付で対応することとされている手続についてオンラインでの対応が可能となるよう改正を行う。

<企業年金関連の改正法令>

- ・ 確定拠出年金法施行規則
- ・ 確定給付企業年金法施行規則
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

<施行期日等>

- ・ 公布日：2025年9月30日
- ・ 施行期日：2025年10月1日

【ご参考】

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2064>

以上